

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月18日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルナカ 高松市円座町1001番地	
大規模小売店舗の名称及び所在地	マルナカ屋島店 高松市高松町2498番1 外	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	廃止前	3,644平方メートル
	廃止後	826平方メートル
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日	平成29年12月9日	

2. 届出年月日

平成30年12月28日